



栃木県公報

平成25年
4月16日(火)
第2471号

目次

告 示

- 木材業者登録簿の記載の変更..... 351
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定..... 351
- 土地改良区定款変更の認可..... 352
- 県営土地改良事業計画変更の決定..... 352
- 道路の供用開始..... 352
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定..... 353
- 県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料の徴収事務の委託..... 353

公 告

- 栃木県県民の森の利用料金の承認..... 353
- 平成25年度狩猟免許試験の実施..... 354
- 平成25年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施..... 356
- 平成25年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集..... 357
- 土地改良区役員の退就任..... 362
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 363
- 同..... 363
- 同..... 363
- 同..... 364
- 同..... 364

選挙管理委員会

- 政治資金規正法第17条第2項の適用を受けた政治団体の公表..... 364

告 示

栃木県告示第265号

栃木県木材業者登録条例（昭和32年栃木県条例第39号）第9条の規定により、次のとおり登録簿の記載を変更したので、同条第2項において準用する同条例第5条第3項の規定により告示する。

平成25年 4月16日

栃木県知事 福田 富一

届出年月日	登録番号	名称又は氏名	変更前の事項	変更後の事項	変更の理由
平成25年 3月8日	5122	株式会社 丸公 代表取締役 長谷川 大樹	代表取締役 長谷川 活一	代表取締役 長谷川 大樹	代表者の変更

(林業振興課)

栃木県告示第266号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規

定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成25年4月16日

栃木県知事 福田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910400282	カーサ・パラ ディン	佐野市富士見 町1-4	社会福祉法人瑞 宝会	宇都宮市下栗 町2936-10	平成25年 4月8日	短期入所 就労移行支援

(障害福祉課)

栃木県告示第267号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年4月16日

栃木県知事 福田 富 一

土地改良区名	認可年月日
大平西部土地改良区	平成25年3月28日

栃木県告示第268号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成25年4月16日

栃木県知事 福田 富 一

事業名	縦覧期間	異議申立期限	所轄農業振興事務所
県営江川南部I地区土地改良（区画整理）事業	平成25年4月17日から 同年5月17日まで	平成25年6月3日	塩谷南那須農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年4月16日から同年5月15日まで一般の縦覧に供する。

平成25年4月16日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
35	主要地方道 宇都宮結城線	宇都宮市東谷町字赤木250-6から 河内郡上三川町大字石田字地光889-1まで	平成25年4月16日
70	主要地方道 宇都宮今市線	宇都宮市福岡町字日吉1162-1から 宇都宮市福岡町字日吉1161-2まで	平成25年4月16日

栃木県告示第270号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成25年4月16日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	路線名	区間
県道	西那須野下石上線	那須塩原市扇町1-45から 那須塩原市あたご町1-10までの上り線
		那須塩原市扇町1-382から 那須塩原市あたご町1-346までの下り線

(道路保全課)

栃木県告示第271号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により平成25年4月1日付けで次のとおり県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年4月16日

栃木県知事 福田 富一

1 委託事務の内容

栃木県県営住宅条例（平成9年栃木県条例第1号）の規定に基づく県営住宅（佐野及び足利地区を除く。）の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

宇都宮市栄町1番15号

(2) 名称

栃木県住宅供給公社

3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(住宅課)

公 告

○栃木県県民の森の利用料金の承認

栃木県県民の森条例（昭和49年栃木県条例第4号）第6条の3第2項後段の規定により平成25年4月26日以後の利用料金を承認したので、栃木県県民の森管理規則（昭和49年栃木県規則第22号）第8条の規定により公告する。

平成25年4月16日

栃木県知事 福田 富一

キャンプ施設の種類	単位	利用料金
バンガロー（定員4名）	1戸1泊につき	10,600円
高床式固定テント（定員5名）	1張1泊につき	3,210円
持込みテント用キャンプ場	1張1泊につき	530円
コイン式シャワー	1回につき	100円

備考 小学生及び中学生並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動としてキャンプ施設（コイン

式シャワーを除く。)を利用する場合の利用料金は、この表に定める額を2で除して得た額とする。
この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

○平成25年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定に基づく平成25年度狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項の規定により公示する。

平成25年4月16日

栃木県知事 福 田 富 一

1 対象者

栃木県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、狩猟免許試験を受けることができない。

- (1) 20歳に満たない者
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(3)に該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者

2 狩猟免許試験の日時及び場所

実 施 事 務 所	日 時	会 場	会 場 所 在 地	試験を実施する 狩猟免許の種類
県 東 環境森林 事 務 所	7月7日(日) 午前9時30分 から	清原工業団地管理センター 大会議室・第1・2・4会議室	宇都宮市清原工業団地15-1	網 獵 免 許 わ な 獵 免 許 第一種銃獵免許 第二種銃獵免許
県 北 環境森林 事 務 所	同 上	県那須庁舎 第1会議室	大田原市中央1-9-9	わ な 獵 免 許 第一種銃獵免許 第二種銃獵免許
県 西 環境森林 事 務 所	8月25日(日) 午前9時30分 から	日光市中央公民館 小ホール	日光市平ヶ崎160	わ な 獵 免 許 第一種銃獵免許
県 南 環境森林 事 務 所	同 上	県安蘇庁舎 5階大会議室	佐野市堀米町607	わ な 獵 免 許 第一種銃獵免許
矢 板 森林管理 事 務 所	同 上	清原工業団地管理センター 大会議室・第1・2・4会議室	宇都宮市清原工業団地15-1	わ な 獵 免 許 第一種銃獵免許
県 東 環境森林 事 務 所	11月21日(木) 午前9時から	県河内庁舎 5階大会議室	宇都宮市竹林町1030-2	わ な 獵 免 許 第一種銃獵免許
県 北 環境森林 事 務 所	同 上	県那須庁舎 第2会議室	大田原市中央1-9-9	わ な 獵 免 許 第一種銃獵免許

県 西 環境森林 事 務 所	1月29日(水) 午前9時から	県上都賀庁舎 大会議室	鹿沼市今宮町1664-1	わな 猟 免 許
県 南 環境森林 事 務 所	同 上	県安蘇庁舎 5階大会議室	佐野市堀米町607	わな 猟 免 許
矢 板 森林管理 事 務 所	同 上	県河内庁舎 5階大会議室	宇都宮市竹林町1030-2	わな 猟 免 許

3 試験の内容

狩猟免許の種類ごとに狩猟に関する適性、技能及び知識について行い、その内容は、次のとおりである。
 なお、技能試験は、適性及び知識試験に合格した者を対象とする。

試 験 科 目	内 容
適 性 試 験	1 視力についての適性試験 2 聴力についての適性試験 3 運動能力についての適性試験
技 能 試 験	1 猟具の判別（第一種及び第二種銃猟免許を除く。） 2 猟具の架設（第一種及び第二種銃猟免許を除く。） 3 猟具の取扱い（網猟及びわな猟免許を除く。） 4 鳥獣の判別 5 距離の目測（網猟及びわな猟免許を除く。）
知 識 試 験	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令に関する知識についての筆記試験 2 猟具に関する知識についての筆記試験 3 鳥獣に関する知識についての筆記試験 4 鳥獣の保護管理に関する知識についての筆記試験

4 受験申請手続

受験申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許申請書
- (2) 写真1枚（申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- (3) 住民票の写し
- (4) 銃の所持許可を現に受けている者については、当該許可証の写し
- (5) 銃の所持許可を現に受けていない者については、1の(2)から(4)までのいずれにも該当しない者であることを証明する医師の診断書（申請日前3月以内のもの）

5 受験申請場所

申請者の住所地を管轄する環境森林事務所又は矢板森林管理事務所

6 受験申請期間

試験の実施日の20日前から10日前まで（ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで）

7 試験手数料

狩猟免許申請書に次の金額の栃木県収入証紙を貼付すること。

- (1) 申請に係る狩猟免許と異なる狩猟免許を現に受けている者・・・・・・・・・・3,900円
- (2) (1)以外の者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5,200円

8 その他

- (1) 狩猟免許申請書の用紙は、一般社団法人栃木県猟友会各支部、各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所に請求すること。

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を明記し、80円切手を貼付したもの）を同封すること。

- (2) この試験についての問い合わせは、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所、一般社団法人栃木県猟友会又は猟友会各支部に行うこと。

○平成25年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定に基づく平成25年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公示する。

平成25年4月16日

栃木県知事 福田 富一

1 対象者

- (1) 栃木県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が平成25年9月14日をもって満了する者
 (2) 栃木県内に住所を有し、種類及び有効期間が満了する日の異なる複数の狩猟免許を受けている者は、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が平成25年9月14日をもって満了する場合は、満了する狩猟免許以外の狩猟免許も更新することができる。

2 適性検査及び講習の日時及び場所

実施事務所	日	時	会 場	会 場 所 在 地
県西環境森林事務所	6月8日（土）	午前9時から	日光市中央公民館 中ホール	日光市平ヶ崎160
矢板森林管理事務所	6月11日（火）	午前9時から	県塩谷庁舎 401・402会議室	矢板市鹿島町20-22
県東環境森林事務所	6月12日（水）	午前9時から	県河内庁舎 5階大会議室	宇都宮市竹林町1030-2
県西環境森林事務所	6月13日（木）	午後1時から	鹿沼市南摩コミュニティセンター 研修室	鹿沼市油田町924-5
県北環境森林事務所	6月16日（日）	午前9時から	県那須庁舎 第1会議室	大田原市中央1-9-9
県東環境森林事務所	6月19日（水）	午後1時から	芳賀町農業者トレーニングセンター 第1研修室	芳賀郡芳賀町大字祖母井297-1
県南環境森林事務所	6月23日（日）	午前9時から	県安蘇庁舎 5階大会議室	佐野市堀米町607
県北環境森林事務所	6月26日（水）	午前9時から	県南那須庁舎 第3別館101会議室	那須烏山市中央1-6-92
県南環境森林事務所	7月10日（水）	午前9時から	県安蘇庁舎 5階大会議室	佐野市堀米町607
県東環境森林事務所	9月8日（日）	午後1時から	栃木県庁 研修館201研修室	宇都宮市塙田1-1-20

3 適性検査及び講習の内容

区 分	内 容
適 性 検 査	1 視力についての適性検査 2 聴力についての適性検査 3 運動能力についての適性検査

講 習	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 2 猟具の取扱い 3 鳥獣の判別 4 鳥獣の保護管理
-----	---

4 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許更新申請書
- (2) 写真1枚（申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- (3) 住民票の写し
- (4) 銃の所持許可を現に受けている者については、当該許可証の写し
- (5) 銃の所持許可を現に受けていない者については、次のいずれかに該当する者でないことを証明する医師の診断書（申請日前3月以内のもの）
 - ア 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
 - イ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イに該当する者を除く。）

5 狩猟免許更新申請場所

申請者の住所地を管轄する環境森林事務所又は矢板森林管理事務所

6 狩猟免許更新申請期間

適性検査及び講習の実施日の20日前から10日前まで（ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで）

7 狩猟免許更新手数料

狩猟免許更新申請書に2,800円分の栃木県収入証紙を貼付すること。

8 その他

- (1) 狩猟免許更新申請書の用紙は、一般社団法人栃木県猟友会各支部、各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所に請求すること。

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を明記し、80円切手を貼付したもの）を同封すること。

- (2) この適性検査及び講習についての問い合わせは、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所、一般社団法人栃木県猟友会又は猟友会各支部に行うこと。

（自然環境課）

○平成25年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集

平成25年度に入校する栃木県立産業技術専門校訓練生を次のとおり募集するので、栃木県立産業技術専門校規則（昭和47年栃木県規則第36号）第7条の規定により公告する。

平成25年4月16日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 募集する訓練課程
普通職業訓練 短期課程（委託コース）
- 2 募集予定人員

産業技術専門校名	所在地等	訓練科名	定員（人）	対象者
県立産業技術専門校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-	太陽光パネルビジネススタッフ養成科	20	離転職者

	4 電話 028-689-6380	福祉サービス科	40×2 20×2	離転職者
			15	若年者等
		福祉サービス・介護保険事務科	20	離転職者
			15	若年者等
		介護職員初任者養成・介護事務科	20	離転職者
		医療事務（医科・歯科）科	20	離転職者
		医療事務・介護事務科	20	離転職者
		医療事務・介護・調剤事務科	20	離転職者
		W e b ・ O A クラーク科	15	若年者等
		W e b 事務科	20	離転職者
		W e b クリエイター科	20	離転職者
		W e b クリエイト科	20	離転職者
		O A 経理事務科	20	離転職者
			15	若年者等
			20	離転職者
	15	離転職者		
県北 産業技術専門校	〒325-0001 那須郡那須町大字高久甲 5226-24 電話 0287-64-4000	福祉サービス科	20	離転職者
			20	若年者等
		福祉サービス科（託児付）	15	離転職者
			5	ひとり親 家庭等の 父母
		医療事務・調剤事務科	20	離転職者
		W e b 事務科	20	離転職者
		O A 総務事務科	20	離転職者
		ファイナンシャルプランナー科	15	離転職者
		N P O 法人マネジメント科	10	離転職者
県南 産業技術専門校	〒329-4214 足利市多田木町76 電話 0284-91-0803	I T 基礎知識資格取得科	20	離転職者
		福祉サービス科	20×2	離転職者
			15	若年者等
		介護職員初任者研修課程科	20	離転職者
		医療事務・調剤薬局事務科	15	離転職者
		W e b 事務科	20	離転職者
	15	離転職者		

		5	ひとり親 家庭の父 母等
	宅建スキル養成科	15	離転職者

注) 全ての訓練科について専修学校等に委託して実施する。

3 訓練期間及び応募資格

(1) 訓練期間

訓練科名	訓練期間	入校月	対象者
I T基礎知識資格取得科	6か月	10月	離転職者
太陽光パネルビジネススタッフ養成科	6か月	1月	離転職者
福祉サービス科	3か月	7月、8月、11月、1月	離転職者
	4か月	9月、10月	若年者等
福祉サービス科(託児付)	3か月	8月	離転職者
			ひとり親家庭の父母等
福祉サービス・介護保険事務科	3か月	7月	離転職者
介護職員初任者養成・介護事務科	3か月	10月	離転職者
介護職員初任者研修課程科	3か月	11月	離転職者
医療事務(医科・歯科)科	3か月	10月	離転職者
医療事務・介護事務科	3か月	11月	離転職者
医療事務・介護・調剤事務科	3か月	1月	離転職者
医療事務・調剤事務科	3か月	12月	離転職者
医療事務・調剤薬局事務科	3か月	11月	離転職者
Web・OAクラーク科	4か月	7月	若年者等
Web事務科	3か月	10月、11月、1月	離転職者
Webクリエイター科	3か月	11月	離転職者
Webクリエイト科	3か月	12月	離転職者
OA経理事務科	4か月	10月	若年者等
OAビジネス科	3か月	12月	離転職者
OA総務事務科	3か月	11月	離転職者
OA総務実務科(託児付)	3か月	12月	離転職者
			ひとり親家庭の父母等
販売経理実務科	3か月	12月	離転職者
ファイナンシャルプランナー科	3か月	10月	離転職者
宅建スキル養成科	3か月	7月	離転職者
NPO法人マネジメント科	3か月	10月	離転職者

(2) 応募資格

職業を転換しようとする者、その他新たな職業に就こうとする者

4 募集期間及び応募方法

訓練科名	募集期間	応募方法
I T基礎知識資格取得科	平成25年8月1日(木)から同月26日(月)まで	最寄りの公共職業安定所に求職の申込みをし、入校を希望する産業技術専門校に入校願書を提出する。
太陽光パネルビジネススタッフ養成科	平成25年11月1日(金)から同月26日(火)まで	
福祉サービス科	平成25年5月1日(水)から同月27日(月)まで	
	平成25年6月3日(月)から同月26日(水)まで	
	平成25年7月1日(月)から同月26日(金)まで	
	平成25年8月1日(木)から同月26日(月)まで	
	平成25年9月2日(月)から同月26日(木)まで	
	平成25年11月1日(金)から同月26日(火)まで	
福祉サービス科(託児付)	平成25年6月3日(月)から同月26日(水)まで	
福祉サービス・介護保険事務科	平成25年5月1日(水)から同月27日(月)まで	
介護職員初任者養成・介護事務科	平成25年8月1日(木)から同月26日(月)まで	
介護職員初任者研修課程科	平成25年9月2日(月)から同月26日(木)まで	
医療事務(医科・歯科)科	平成25年8月1日(木)から同月26日(月)まで	
医療事務・介護事務科	平成25年9月2日(月)から同月26日(木)まで	
医療事務・介護・調剤事務科	平成25年11月1日(金)から同月26日(火)まで	
医療事務・調剤事務科	平成25年10月1日(火)から同月25日(金)まで	
医療事務・調剤薬局事務科	平成25年9月2日(月)から同月26日(木)まで	
Web・OAクラーク科	平成25年5月1日(水)から同月27日(月)まで	
Web事務科	平成25年8月1日(木)から同月26日(月)まで	
	平成25年9月2日(月)から同月26日(木)まで	
	平成25年11月1日(金)から同月26日(火)まで	
Webクリエイター科	平成25年9月2日(月)から同月26日(木)まで	
Webクリエイト科	平成25年10月1日(火)から同月25日(金)まで	
OA経理事務科	平成25年8月1日(木)から同月26日(月)まで	
	平成25年11月1日(金)から同月26日(火)まで	
OAビジネス科	平成25年10月1日(火)から同月25日(金)まで	
OA総務事務科	平成25年9月2日(月)から同月26日(木)まで	
OA総務実務科(託児付)	平成25年10月1日(火)から同月25日(金)まで	
販売経理実務科	平成25年10月1日(火)から同月25日(金)まで	
ファイナンシャルプランナー科	平成25年8月1日(木)から同月26日(月)まで	
宅建スキル養成科	平成25年5月1日(水)から同月27日(月)まで	
NPO法人マネジメント科	平成25年8月1日(木)から同月26日(月)まで	

※ 定員に満たない場合は、追加募集を行う。

5 選考日、選考方法及び合格発表日

(1) 選考日

訓練科名	選考日
I T基礎知識資格取得科	9月9日(月)
太陽光パネルビジネススタッフ養成科	12月9日(月)
福祉サービス科	6月10日(月)
	7月8日(月)
	8月12日(月)
	9月9日(月)
	10月15日(火)
	12月9日(月)
福祉サービス科(託児付)	7月8日(月)
福祉サービス・介護保険事務科	6月10日(月)
介護職員初任者養成・介護事務科	9月9日(月)
介護職員初任者研修課程科	10月15日(火)
医療事務(医科・歯科)科	9月9日(月)
医療事務・介護事務科	10月15日(火)
医療事務・介護・調剤事務科	12月9日(月)
医療事務・調剤事務科	11月11日(月)
医療事務・調剤薬局事務科	10月15日(火)
Web・OAクラーク科	6月10日(月)
Web事務科	9月9日(月)
	10月15日(火)
	12月10日(火)
Webクリエイター科	10月15日(火)
Webクリエイト科	11月11日(月)
OA経理事務科	9月9日(月)
	12月9日(月)
OAビジネス科	11月11日(月)
OA総務事務科	10月15日(火)
OA総務実務科(託児付)	11月11日(月)
販売経理実務科	11月11日(月)
ファイナンシャルプランナー科	9月10日(火)
宅建スキル養成科	6月10日(月)
NPO法人マネジメント科	9月11日(水)

(2) 選考方法

面接により選考する。ただし、各産業技術専門校長が必要と認める場合は、適性試験と面接により選考する。

(3) 合格発表日

各産業技術専門校長が指定する日

6 合格通知

各産業技術専門校長から本人に通知する。

7 その他

(1) 応募書類は、各産業技術専門校及び各公共職業安定所で配付する。

(2) 問い合わせ先

各産業技術専門校又は労働政策課（電話 028-623-3235）

校 名	所 在 地	電 話 番 号
県央 産業技術専門校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4	028-689-6380
県北 産業技術専門校	〒325-0001 那須郡那須町大字高久甲5226-24	0287-64-4000
県南 産業技術専門校	〒329-4214 足利市多田木町76	0284-91-0803

(労働政策課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年4月16日

栃木県知事 福田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
上 飯 田 土 地 改 良 区	理 事	五月女順一		宇都宮市飯田町1126	25. 3 .31	
	〃	御子貝光一		〃 〃 896	〃	
	〃	五月女光雄		〃 〃 1033- 9	〃	
	〃	宇賀神勝代		〃 〃 1290- 1	〃	
	〃	宇賀神和美		〃 〃 973	〃	
	〃	鴨志田好子		〃 富士見が丘 3 -86	〃	
	〃	御子貝 稔		〃 飯田町756	〃	
	〃		御子貝正行	〃 下荒針町2678-115		25. 4 . 1
	〃		松島 秀行	〃 飯田町878- 1		〃
	〃		宇賀神敏幸	〃 〃 1471- 2		〃
	〃		宇賀神光司	〃 〃 1371		〃
	〃		阿部 庄二	〃 〃 1346		〃
	〃		阿部 剛士	〃 〃 1040		〃
	〃		御子貝喜一	〃 下荒針町2678-122		〃
監 事	宇賀神文雄		〃 飯田町1448- 2	25. 3 .31		

	監 事	安納ミツ子		宇都宮市下荒針町2678-47	25. 3 . 31	
	〃	御子貝光男		〃 飯田町792	〃	
	〃		五月女良一	〃 〃 1526		25. 4 . 1
	〃		宇賀神トミ	〃 〃 1430		〃
	〃		御子貝 隆	〃 下荒針町2678-470		〃
東 泉 土地改良区	理 事	井出 和雄	井出 和雄	矢板市東泉528	25. 4 . 1	25. 4 . 2
	〃	薄井 真一	薄井 真一	〃 〃 670- 1	〃	〃
	〃	江面 正昭	江面 正昭	〃 上太田190- 1	〃	〃
	〃	小川 武士	小川 武士	〃 東泉728	〃	〃
	〃	片山 英一	片山 英一	〃 田野原312	〃	〃
	〃	唐橋 良水	唐橋 良水	〃 東泉790- 2	〃	〃
	〃	関谷 貴志	関谷 貴志	〃 泉387- 2	〃	〃
	〃	長久保利通	長久保利通	〃 東泉553	〃	〃
	〃	野澤 一紀	野澤 一紀	〃 〃 634	〃	〃
	〃	濱野 利夫	濱野 利夫	〃 〃 598	〃	〃
	監 事	大木 徳弥	大木 徳弥	〃 〃 609	〃	〃
	〃	加藤 順一	加藤 順一	〃 下太田124	〃	〃
	〃	兼松 長寿	兼松 長寿	〃 東泉637	〃	〃

(農地整備課)

○都市計画変更図書の写しの縦覧

那須町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成25年3月29日に変更した、那須都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成25年4月16日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

那須町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成25年3月29日に変更した、那須都市計画道路の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成25年4月16日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

那須町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成25年3月29日に変更した、那須都市計画公園の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成25年4月16日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

那須町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成25年3月29日に変更した、那須都市計画下水道の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成25年4月16日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

那須町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成25年3月29日に変更した、那須都市計画火葬場の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成25年4月16日

栃木県知事 福 田 富 一
(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第22号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成25年4月2日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年4月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党栃木県食育流通支部	尾崎 寛之	渡辺 新平	栃木県那須塩原市上横林15-7
阿見英博後援会	石川 信雄	阿見 裕子	栃木県鹿沼市上野町23-1
アヤト後援会	宮澤 礼人	宮澤 芳江	栃木県矢板市乙畑1630-22
小倉やすのぶ後援会	小倉 康延	林田歩太郎	栃木県下野市小金井4-12-12
輝く未来を創る会	林田歩太郎	林田 成美	栃木県下野市柴1430-34
勝山しゅうすけ後援会	小池 孝一	猪瀬 恭男	栃木県河内郡上三川町しらさぎ1-45-8
金子ひろあき後援会	金子 泰昌	金子 政市	栃木県鹿沼市上殿町55-4
唐沢山政治経済研究会	森下 幸則	森下 幸則	栃木県佐野市天神町813
小杉しろう後援会	生田目光世	小杉 三朗	栃木県下都賀郡野木町友沼5112-11
斎藤のぶお後援会	手塚喜代三	手塚喜代三	栃木県日光市沓掛309
清和政策会	田村 稔	田村 稔	栃木県河内郡上三川町大字西木代325
田村みのる後援会総連合会	田村 稔	田村 稔	栃木県河内郡上三川町大字西木代325
栃商出身県議と歩む会	高岩 弘	長 克彦	栃木県栃木市平柳町3-42-15
西田一之連合後援会	西田 一之	菅谷 徹	栃木県真岡市飯貝51-2
森下知則後援会	森下 知則	千明 康真	栃木県佐野市天神町813
茂呂幸司後援会	茂呂 幸司	茂呂 秀夫	栃木県下都賀郡岩舟町静和2778-1

ゆ沢久支える会	田村 稔	小澤 久	栃木県足利市毛野新町4-43
和知勝夫後援会	和知 勝夫	岡 和三郎	栃木県さくら市草川29-1